

寄付金に対する税制上の優遇処置について

個人の場合、「税額控除」または「所得控除」にて寄付金控除を受けることができます。(所得税法第78条第2項第2号)

〈例〉 課税される年間所得金額が300万円の方が1万円ご寄付された場合。ご寄付入金確認後、それぞれの証明書を郵送させていただきます。

